

広報かどま令和5（2023）年7月号

脱毛エステ、医療脱毛の契約は慎重に！

「無制限通い放題プラン30万円の脱毛エステを契約。12回通った後、引っ越すことになり、中途解約を申し出たら、有償部分10回は施術を終了しているので、返金はないと言われた。納得できない」という、脱毛エステや医療脱毛の中途解約時の清算トラブルに関する相談が多く寄せられています。『5年間通い放題』『無制限プラン』などと、長期間通えてお得であるかのような印象をうけますが、実際には有償部分の回数は限られていて、途中で解約しても、有償部分が残っていなければ返金はされません。継続的で長期間にわたる契約は、途中で何が起こるかわかりません。解約することも想定し、有償の回数、単価、中途解約時の清算ルール、また、ローンを組む場合は利息や手数料などについても、契約前にしっかり確認し、契約は慎重に行いましょう。

お問い合わせ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249